

# 学校の運動部活動に関わる活動方針

秋田県立角館高等学校

## 1 方針

### (1) 活動時間について

- ① 平日は、長くとも2時間30分程度とする。
- ② 学校の休業日（学期中の週末を含む）は、長くとも3時間30分程度とする。
- ③ 冬期間（降雪期）は、平日における活動時間の短縮を心がける。

### (2) 休養日（休止日）について

- ① 平日は、週当たり1日以上休養日を設ける。
- ② 土曜日及び日曜日（以下「週末」）は、月当たり2日以上休養日を設ける。
- ③ 定期考査1週間前から終了日前日までは、原則、休止日とする。
- ④ 学校閉庁日は、休止日とする。

## 2 留意事項

- (1) 長期休業中は、学期中に準じた休養日を設ける。
- (2) 生徒が十分な休養をとることができるようにするとともに、多様な活動を行うことができるように、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (3) 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (4) 週末における練習試合等の活動時間については、この限りではないが、生徒や保護者の過度な負担とならないように配慮する。
- (5) その他特別な事情がある大会参加等に関しては、生徒の体調等に配慮した上で、校長が判断し許可するものとする。
- (6) 文化部等についても、同じ扱いとする。

## 3 その他（校内確認事項）

- (1) 方針（1）の①・②について、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動をおこなうこと。
- (2) 方針（1）の③について、降雪期は日照時間が短いことや生徒の登下校及び教職員の通勤にかかる時間が増えることから、安全面等への配慮を兼ねるものであること。
- (3) 方針（2）について、生徒が十分な休養を取ることができるようにするとともに、学習時間の確保等を目的とするものであることから、完全休養日とし、自主練習等についても行わないこと。
- (4) 留意事項（1）について、各部の顧問は、生徒の健康・安全を第一に考えた活動計画に基づき十分な休養日を設けるとともに、教職員の多忙化防止も図ること。
- (5) 留意事項（2）について、年間や月間の工夫として、定期考査期間や年末年始にまとめて休養を設定するなど、活動方法の工夫を行うこと。
- (6) 留意事項（4）について、終日の練習試合、さらには毎週末の実施にならないように配慮すること。